

富士見市の環境



平成28年度環境問題啓発ポスター 最優秀作品「リサイクル3R」福島 美奈里 さん



【平成29年版〈平成28年度実績〉】

富士見市

環境にやさしい都市宣言

富士見市は、武蔵野台地と荒川低地が出会う、豊かな自然のなかで、幾世代もの人の営みと自然が調和した文化と歴史を育んできました。

しかし、近年の生活様式の変化に伴い、自然環境に深刻な影響を与えています。

私たちは、かけがえのない地球環境を守り、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造をめざし、ここに、環境にやさしい都市を宣言します。

私たちは、自然環境との共存を大切にし、緑豊かなまちづくりに努めます。

私たちは、地球の限りある資源を大切にし、循環型のまちづくりに努めます。

私たちは、生活環境を大切にし、住みよい、きれいなまちづくりに努めます。

私たちは、快適な環境を大切にし、うるおいのあるまちづくりに努めます。

私たちは、次世代へ引き継いでいく心豊かな活力あるまちづくりに努めます。

平成12年4月10日

(平成12年度市制記念日式典にて宣言)

市の木 『けやき』

けやきは、古くから富士見市に自生しており、現在においても市内でよく見かけます。成長が早く雄大な樹姿は、富士見市の発展との結びつきを感じさせます。また、昔は1本のけやきが一家の生計を救うこともあったという貴重な木でもあります。

(昭和57年4月10日市制施行10周年記念制定)



市の花 『ふじ』

優雅さと気品をそなえており、ひとつひとつの花が集まって咲く様子が、人と人との語り合いや団結を強く感じさせ、富士見市民がひとつひとつの花のように思われます。

(昭和57年4月10日市制施行10周年記念制定)



市の鳥 『かわせみ』

市内を流れる新河岸川、柳瀬川、びん沼川などの水辺で見られる色鮮やかな鳥で、愛嬌ある姿で誰からも愛され親しまれる鳥です。未来に向かってキラリとかがやき続ける市をイメージし、自然愛護のシンボルとしてもふさわしいことなどから、市の鳥に定められました。

(平成24年4月10日市制施行40周年記念制定)



目次

第1章 総説

第1節 富士見市の概要	1
第2節 第2次富士見市環境基本計画の概要	3

第2章 富士見市の環境

第1節 自然と共生するまちを目指します

1 生き物を守り育てよう	5
(1) 緑の保全	5
(2) 生態系の保全	6
(3) 外来種対策の推進	6
2 里地里山を守り育てよう	7
(1) 生物多様性の保全	7
(2) 環境配慮型農業の推進	7
(3) 地産地消の推進	8
(4) 有害鳥獣対策の促進	9
3 水を大切にしよう	10
(1) 水辺環境の保全と活用	10
(2) 湧き水の保全と啓発	10
(3) 生活排水処理対策の促進	10

第2節 快適な生活を送れるまちを目指します

1 快適な生活空間を創ろう	12
(1) 公園・緑地の整備	12
(2) 自然災害対策の推進	13
(3) 景勝地・文化財の保全	13
(4) きれいなまちづくりの推進	13
(5) 不法投棄対策の強化	16
2 健全な生活を送ろう	18
(1) 身近な生活環境の保全	18
(2) 有害化学物質対策の促進	26
(3) 安全・安心なまちづくりの推進	28

第3節 まちぐるみで地球温暖化防止を目指します

1	資源を大切にしよう	30
(1)	省エネルギーの推進	31
(2)	再生可能エネルギーの活用	31
2	緑を増やそう	33
(1)	壁面・屋上緑化の推進	33
(2)	社寺林・斜面林・緑地の保全	33
3	ごみを減らそう	34
(1)	4Rの推進	34
(2)	生ごみの水切り・堆肥化の推進	38
(3)	エコライフの推進	39
4	環境にやさしいまちづくりを進めよう	40
(1)	環境配慮型自動車・運転の推進	40
(2)	スマートムーブの推進	40

第4節 みんなで学び、行動するまちを目指します

1	みんなで力を合わせて行動しよう	41
(1)	環境保全活動の活性化	41
(2)	市民・事業者参加の普及・啓発	42
(3)	地域連携の推進と情報交換	42
2	環境について学ぼう・話し合おう	43
(1)	環境リーダー育成の整備	43
(2)	環境教育の場の整備	43
3	みんなで計画を実行し、評価しよう	45
(1)	具体的な目標の設定	45
(2)	市民・事業者・行政連携の推進	45

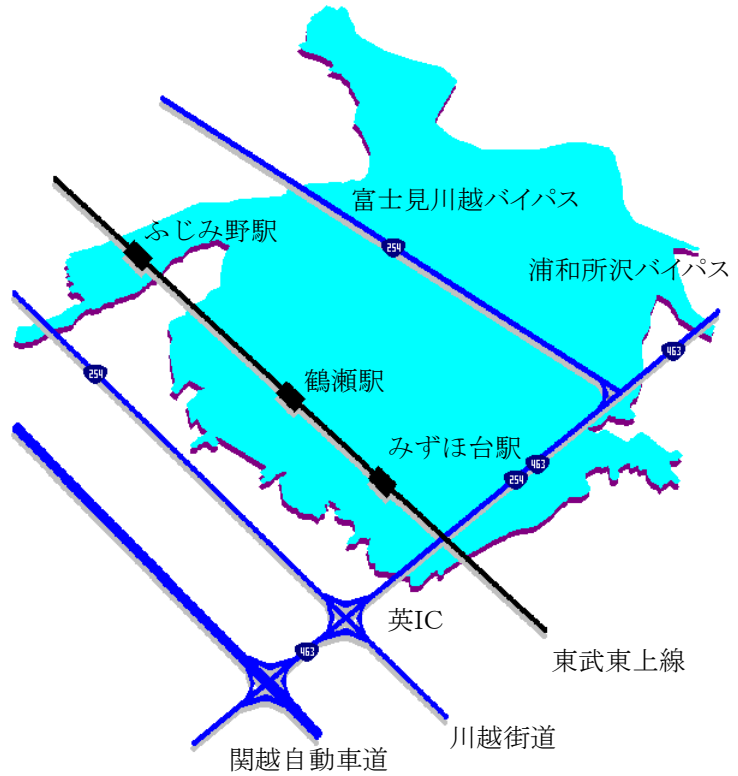
第3章 資料編

第1節	環境関連条例等	46
第2節	環境に関する用語解説	54

■交通

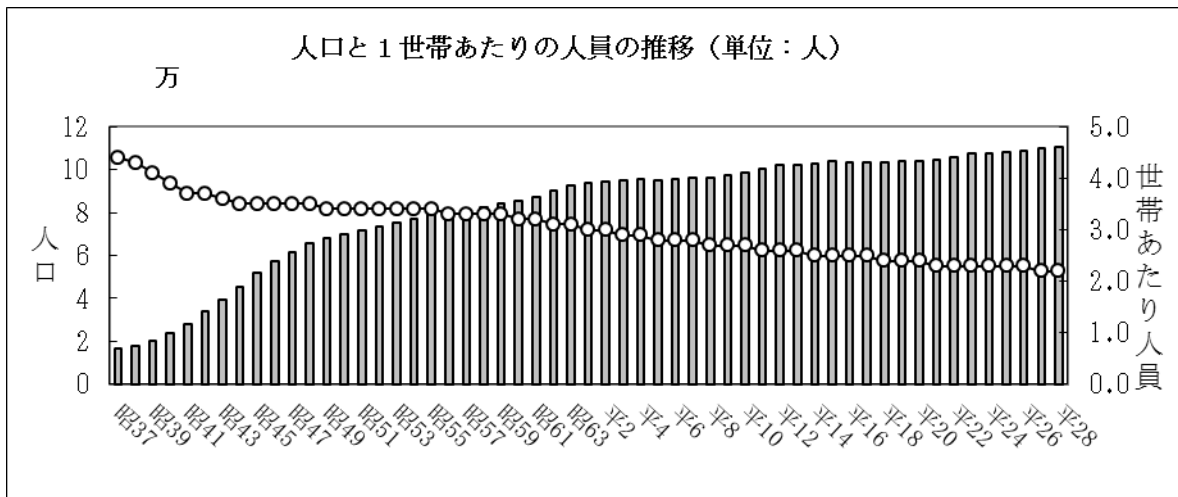
鉄道は、東武東上線が南北に通過しており、みずほ台、鶴瀬、ふじみ野の3駅が設置されています。池袋まで30分、渋谷まで45分、横浜まで70分と交通アクセスの良さがうかがえます。

道路は、周辺都市を結ぶ主要な道路として、南北方向に国道254号（川越街道）、富士見川越バイパス（国道254号バイパス）が、東西方向に国道463号（浦和所沢バイパス）が通っています。

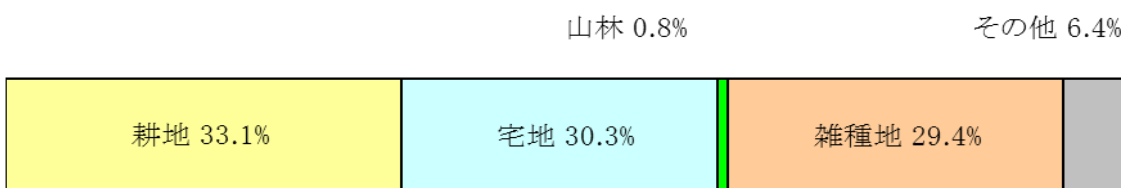


■人口

人口は、平成28年9月30日では110,383人、49,823世帯となっています。昭和30年代から大規模団地の建設などにより、都市化と人口の急増が進んできましたが、近年では人口増加は落ち着きを見せ、ほぼ横ばいから微増となっています。また、世帯あたりの人員の減少の傾向があり、単身世帯や核家族の増加がうかがえます。



■土地利用



資料：税務課(概要調書)

第2節 第2次富士見市環境基本計画の概要

第2次富士見市環境基本計画は、環境の保全・創造に関する施策、事業を総合的かつ計画的に推進するために、目指すべき環境像とその実現に向けた取り組み内容と、市民・事業者・行政のそれぞれの役割を定めています。

■計画の理念

(1) 基本理念

◎環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

◎環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

◎環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。

(富士見市環境基本条例 第3条〔基本理念〕)

(2) 環境像

～いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見～

■計画の目標

(1) 基本目標と具体的目標

計画の理念を実現していくために、4つの基本目標に基づいた、12の具体的方針を定めています。

【基本目標】

自然と共生するまちを
目指します

快適な生活を送れるまちを
目指します

まちぐるみで地球温暖化の防止を
目指します

みんなで学び、行動するまちを
目指します

【基本方針】

生き物を守り育てよう
里地里山を守り育てよう
水を大切にしよう

快適な生活空間を創ろう
健全な生活を送ろう

資源を大切にしよう
緑を増やそう
ごみを減らそう
環境にやさしいまちづくりを進めよう

みんなで力を合わせて行動しよう
環境について学ぼう・話し合おう
みんなで計画を実行し、評価しよう

計画の推進

富士見市環境基本計画に基づいた取り組みは、市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じて実行し、各主体の取り組み状況について、定期的にとりまとめを行い、年次報告書の作成・公表を行います。公表された年次報告書に対して、市民・事業者や環境審議会、富士見市環境施策推進市民会議からの意見を収集し、次年度以降の計画の推進に反映させます。

(1) 富士見市環境施策推進市民会議

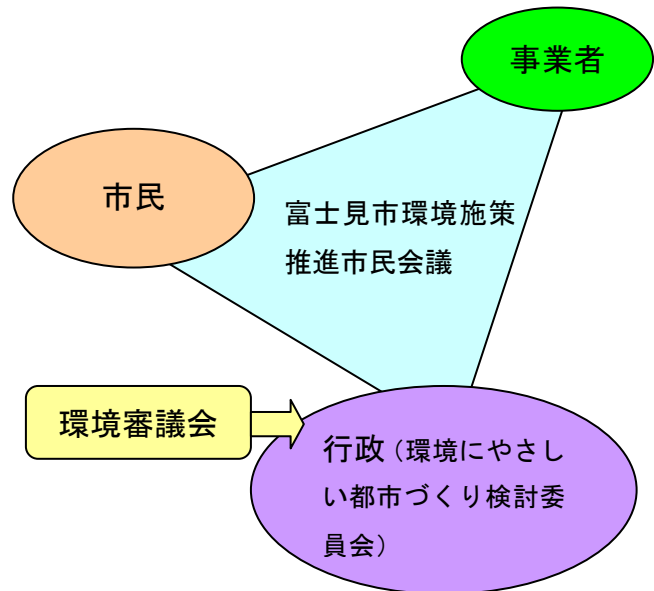
環境の保全・創造を目指す市民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じた役割分担のもとで連携・協力しながら、お互いの自主的な行動を推進していくための組織です。

(2) 富士見市環境審議会

市長からの諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項を調査し、審議します。また、必要に応じて環境の保全・創造に関する基本的事項について市長に意見を述べます。

(3) 環境にやさしい都市づくり検討委員会

市役所内の総合的な調整を行う組織です。



第2章 富士見市の環境

第1節 自然と共生するまちを目指します

わたしたちは、自然から多くの恵みとやすらぎを与えられていることを再認識し、将来にわたってその恵みを享受するため、本市の自然環境を守り育て、自然と共生するまちを目指します。

1 生き物を守り育てよう

木々の緑は、見る人の心を和ませたり、都市の景観を高めたりするだけでなく、光合成によって二酸化炭素を吸収し、酸素を作り出すため、地球温暖化対策の大きな力にもなります。身近にある自然環境を守り、育てていくために何ができるのかを考える必要があります。また、減少が懸念される在来生物を守り、生態系を維持するために、外来生物に対する取り組みを推進します。

【所管】環境課、まちづくり推進課、道路治水課 ほか

(1) 緑の保全

①樹木・樹林の保存

本市では、良好な自然環境の保護と維持を行うため、市内の保存すべき樹木・樹林の指定を行い、その適切な維持管理のために助成金を交付しています。平成28年度に指定されている保存樹木などの内訳は以下のとおりです。

保存樹木の指定状況（樹種別）

樹種	本数	樹種	本数	樹種	本数	樹種	本数
ケヤキ	43本	シラカシ	3本	イヌシデ	1本	ムクノキ	1本
クスノキ	3本	イチョウ	16本	エノキ	1本	スギ	2本
イトヒバ	1本	ヤナギ	1本	サクラ	6本	ヒマラヤスギ	2本
カヤ	1本	スダジイ	1本				

資料：まちづくり推進課

保存樹林の指定状況

面積 44,893㎡（大字水子156他）

樹種 クヌギ・コナラ

②生け垣設置奨励事業補助金制度

本市では、昭和61年に「富士見市生け垣設置奨励事業補助金交付要綱」を制定し、生け垣の設置に際して助成金を交付しています。

生け垣設置奨励事業補助金制度の実績

年 度	申請件数	本 数
平成24年度	2件	59本
平成25年度	1件	35本
平成26年度	2件	46本
平成27年度	2件	39本
平成28年度	3件	74本

資料：まちづくり推進課

(2) 生態系の保全

①水生生物調査

本市では、魚類や藻類などの水生生物の調査を市内河川4か所で行っています。平成28年度の調査では以下の魚類が確認されました。

水生生物調査結果

新河岸川	ギンブナ、ウグイ、※メダカ、※ウキゴリ、カマツカ、モツゴ、ヌマチチブ、スズキ、コイ
柳瀬川	ボラ、ウグイ、ニゴイ、オイカワ、アユ、マハゼ、ヨシノボリ属の一種、ヌマチチブ、ニシキゴイ、ドジョウ
砂川堀	コイ、カラドジョウ、ドジョウ、モツゴ、※メダカ、タモロコ
富士見江川下流	※ウキゴリ、ヌマチチブ、オイカワ、ドジョウ

※市内で確認された貴重な水生生物

(3) 外来種対策の推進

①特定外来生物への対応

もともと日本にいなかった生物（外来生物）が、ペットとして輸入されるなどした後に野生化し、数を増加させて、生態系に大きな影響を与えることが問題となっています。特に影響の大きい外来生物は、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）によって特定外来生物に指定されるほか、計画的な防除の対象になることもあります。

埼玉県では、特定外来生物のアライグマが、比企地域を中心として爆発的に増加していることへの懸念から、平成19年に「アライグマ防除実施計画」を定め、県内各市町村の協力のもとに計画的な防除を行っています。

2 里地里山を守り育てよう

人間が管理することで自然が守られてきた里地里山は、健全で安定的な環境を築くとともに、身近な自然とのふれあいの場としての価値が高まっています。

また、減農薬や減化学肥料などにより、自然環境や健康に配慮した「環境にやさしい農業」が注目されており、本市では地域への愛着を醸成することや環境負荷の低減のために、地元で生産された農産物を食べる「地産地消」の取り組みを推進しています。

【所管】産業振興課、まちづくり推進課、道路治水課、保育課、農業委員会、学校給食センター、みずほ学園

(1) 生物多様性の保全

ビオトープの維持管理に努め、大規模な造成工事や河川整備などの際は、多自然工法の採用などによる生物の生息・生育環境に配慮した取り組みを県などと協力し推進しています。

(2) 環境配慮型農業の推進

①埼玉県特別栽培農産物認証制度

埼玉県では、農林水産省の「特別栽培農産物表示ガイドライン」に基づき、農薬と化学肥料の使用を県が定めた慣行基準の半分以下に減らして栽培した農産物を、「埼玉県特別栽培農産物」として認定しています。

富士見市の埼玉県特別栽培農産物「水稻」の実施状況

年 度	生産者 (件)	栽培面積 (a)
平成 24 年度	13	1,048
平成 25 年度	11	823
平成 26 年度	11	784
平成 27 年度	11	806
平成 28 年度	12	704

資料:川越農林振興センターより

②エコファーマーの認定

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、土づくりや化学農薬・化学肥料の削減などの環境にやさしい農業に積極的に取り組む5年間の計画を立て、埼玉県知事の認定を受けた農業者です。

平成28年度の市内におけるエコファーマーの認定者は11人となっており、水稻、いちご、きゅうり、トマトをそれぞれ生産している農業者です。

③環境に配慮した生産対策

J Aいるま野では、減化学肥料で栽培された、かぶ、ほうれん草をプライベートブランドとして販売し、安全・安心な農産物の流通促進を行っています。

(3) 地産地消の推進

①地元産農産物の市内流通

本市では農業マップを作成し、市内の直売所や市役所内地場産品ショップ「ゆい」、農家の庭先販売などの案内を行っています。また、市役所1階ロビーを利用し、市内の農業団体で生産された野菜等を販売する「つきいち」を毎月第3火曜日に実施しています。

②学校給食への取り入れ

地元でとれた農産物を地元で食べる「地産地消」の取り組みは、地域の愛着の醸成につながるとともに、農産物を運搬する際に発生する温室効果ガスを抑制することによる環境負荷の低減に効果があり、本市でも市内小中学生が食べる学校給食に地元産農産物を取り入れています。

学校給食への富士見市産農産物利用状況

(単位: kg)

種類/年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ほうれん草	0	480	937	763	914
かぶ	0	116	2,257	4,216	2,697
小松菜	3,805	5,061	8,387	6,144	3,726
きゅうり	0	0	1,097	3,160	5,932
枝豆	225	172	820	214	348
にんじん	0	0	906	724	0
ブロッコリー	671	731	822	529	496
大根	0	0	529	227	0
キャベツ	0	0	532	779	164
梨	600	600	155	243	390
市産野菜計	5,301	7,160	16,442	16,999	14,667
市産精白米	73,322	66,110	85,524	74,630	78,890

資料：産業振興課



③地域ブランドの育成

埼玉県では、原料の生産地や製造が県内であるなどの品質基準を満たしている食品を、県の「ふるさと認証食品」として認証し、県ホームページなどで紹介を行っており、本市では平成13年度に味噌「無添加ふじみ育ち」が認証されています。

また、市の特産品を開発し、農業及び商業の活性化を図るために、市内でとれた米「彩のきずな」を使用した純米吟醸酒「縄文海進」のPRを、市広報やホームページ、新聞を通して行っています。



味噌「無添加ふじみ育ち」



縄文海進

(4) 有害鳥獣対策の促進

本市では、自然との共生を主眼として鳥獣施策に取り組んでいます。しかし、私たちの生活に有害をもたらす鳥獣等については、農業関係団体や県と連携し、適切な対策を実施しています。

有害鳥獣捕獲許可数

	申請数 (件)	許可数 (件)	許可対象鳥獣等 (匹)	捕獲鳥獣数 (匹)
平成23年度	1	1	4	1
平成24年度	2	2	12	9
平成25年度	1	1	6	0
平成26年度	7	7	49	14
平成27年度	5	5	51	5
平成28年度	7	7	280	33

3 水を大切にしよう

荒川・新河岸川をはじめとして、多くの河川を有する本市は、昔から水田地帯として、豊富な水を利用してきました。豊かな水資源を将来に引き継いでいくためにも、河川や水路に配慮した環境整備を進めていく必要があります。

【所管】環境課、まちづくり推進課、下水道課、道路治水課

(1) 水辺環境の保全と活用

河川敷の清掃活動など、水辺環境の美化推進に努め、地域との協働によりクリーン作戦を実施しています。また、歩道や公園整備などの際には、透水性舗装を取り入れるなど、地域に適した整備を進めています。

(2) 湧き水の保全と啓発

水は、地表や地下を通じて浸透・湧出・流下して循環を繰り返し、河川の水量確保や水質浄化、水辺の環境・生態系の保全に大きな役割を果たしています。

中でも湧水は、地下環境の変化を知る窓口となります。湧水を保全していく行為は、地域の地下水・水資源の保全につながっていくことになり、環境保全上たいへん重要です。平成23年度に実施した市内湧水調査によると、平成14年度の調査と比較して新たな湧水が2か所確認され、公園4か所、神社・寺社内10か所、民家敷地内12か所の計26か所で湧水が確認されています。

本市では、湧水量の確保に有効な農地や自然林の保全に努めているほか、透水性舗装の使用や宅地内への雨水浸透施設の設置指導を行っています。

また、平成16年には富士見市環境施策推進市民会議推進員により、湧水の所有者へのインタビューを含めた調査を行いました。なお、平成20年度には気軽に見に行ける市内の湧水を紹介した「富士見市湧水マップ」を作成し、毎年、市内の小学5年生に配布しています。

(3) 生活排水処理対策の促進

本市では、公共用水域の水質保全や周辺環境の改善、水洗化の促進を目的として、公共下水道汚水管の建設を行っており、平成28年度末時点での普及率は98.2パーセント(資料：下水道課)となっています。

公共下水道の処理区域外では、し尿と生活雑排水をあわせて処理することができる合併処理浄化槽をはじめとする浄化槽の適正管理の啓発に努めています。

公共下水道の普及状況

年 度	処理区域 面 積 A(ha)	総人口 B(人)	処 理 区域内 人 口 C(人)	水洗化 人 口 D(人)	普及率 C/B(%)	水洗化率 D/C(%)
平成 23 年度	875.49	106,130	99,279	95,528	93.5	96.2
平成 24 年度	897.75	107,990	101,457	97,917	94.0	96.5
平成 25 年度	920.39	108,895	102,892	99,805	94.5	97.0
平成 26 年度	975.19	109,395	105,090	100,138	96.1	95.3
平成 27 年度	997.26	110,174	107,916	103,248	98.0	95.7
平成 28 年度	1,015.63	110,650	108,629	103,893	98.2	95.6

資料：下水道課

第2節 基本目標 快適な生活を送れるまちを目指します

わたしたちは環境に配慮した取り組みを進め、都市と自然の調和を図りながら、将来にわたって快適な生活を送れるまちを目指します。

1 快適な生活空間を創ろう

まちづくりは、私たちが健やかに暮らすための基盤としてだけでなく、環境負荷の低減についても重要な役割を担っています。あらゆる人が暮らしやすく、地球にもやさしい環境整備を目指していく必要があります。

【所管】環境課、まちづくり推進課、道路治水課、安心安全課、生涯学習課
ほか

(1) 公園・緑地の整備

平成28年度の市民一人あたりの都市公園面積は、3.61平方メートルで、公園・緑地として整備されている状況は下表のとおりです。

公園整備状況

	街区公園	近隣公園	歴史公園	地区公園	都市緑地	市民緑地	緑の散歩道	合計
面積 (㎡)	60,105	50,224	58,063	47,044	184,370	19,156	12,407	431,369
箇所数	30	4	2	1	16	4	6	63

資料：まちづくり推進課



（２）自然災害対策の推進

自然災害に備えた定期的な防災訓練の実施や防災対策に関する情報の提供を行いました。また、大規模災害における共助の重要性を鑑み、自主防災組織の育成と活性化を図りました。

自主防災組織率

	組織率（％）	団体数	世帯数
平成 24 年度	61	35	26,592
平成 25 年度	63	38	30,308
平成 26 年度	68	41	33,457
平成 27 年度	73	43	35,615
平成 28 年度	74	44	36,585

資料：安心安全課

（３）景勝地・文化財の保全

「埼玉県景観計画」に基づき、魅力的な景観形成を推進し、寺社仏閣の保護と社寺林の保存に努め、開発者に対し、緑地の確保や景観の配慮について継続して指導してまいります。また、良好な景観づくりと保全についての啓発を図りました。

（４）きれいなまちづくりの推進

①街路樹の管理等

街路樹は、自然の潤いや街の美しさを感じさせてくれる貴重な場所です。本市では、定期的に剪定や落ち葉の清掃を行い、快適な都市環境を保てるよう維持管理を行っています。また、花いっぱい運動を推進する団体の協力により、公共施設や公共性の高い施設への緑化を図りました。



市内街路樹の高木・中低木の一覧

場 所(道路)	樹 種	本数・m ²
針ヶ谷中央通線(市道第5120号線)	ケヤキ	128本
針ヶ谷中通線(市道第5122号線)	トウカエデ	73本
みずほ台駅西通線(市道第5119号線)	プラタナス	97本
水子・鶴馬通線(市道第5130号線)	トウカエデ	108本
	ベニカナメモチ	228m ²
みずほ台駅東通線(市道第5118号線)	イチョウ	161本
	カンツバキ	920m ²
	オオムラサキツツジ	148m ²
	アベリア	50本
南畑小通線(市道第5225号線)	ケヤキ	13本
	オオムラサキツツジ	78m ²
みずほ台中央公園前(市道第1496号線)	ケヤキ	2本
ふじみ野駅東通線(市道第5129号線)	クスノキ	123本
	オオムラサキツツジ	815m ²
	コクチナシ	10m ²
上沢勝瀬通線(市道第5127・5128号線)	トウカエデ	81本
	オオムラサキツツジ	858m ²
	コクチナシ	10m ²
	カンツバキ	50m ²
ふじみ野駅西通線(市道第5123・5231号線)	ケヤキ	70本
	ケヤキ(むさしの1号)	20本
	オオムラサキツツジ	750m ²
竹間沢大井勝瀬通線(市道第5124号線)	ハナミズキ	67本
	オオムラサキツツジ	748m ²
	ドウダンツツジ	110m ²
亀久保勝瀬・勝瀬苗間通線(市道第5125・5126号線)	ハナミズキ	149本
	オオムラサキツツジ	550m ²
	コクチナシ	20m ²
	クサツゲ	60m ²
ふじみ野駅南通1号線(市道第5219号線)	コブシ	24本
ふじみ野西1-20西(市道第2675・2677号線)	カツラ	9本
ふじみ野西公園前(市道第5220号線)	モミジバフウ	5本
市民プール脇(市道第5223号線)	オオムラサキツツジ	380m ²
鶴馬1-8南(市道第72号線)	オオムラサキツツジ	25m ²
針ヶ谷1-6南(市道第5223号線)	サツキ	96m ²
	ドウダンツツジ	13m ²
下南畑八幡神社西(市道第5230号線)	サツキ	50m ²
下南畑3166南(市道第662号線)	オオムラサキツツジ	64m ²

資料:道路治水課

②あき地・あき家対策

あき地やあき家に雑草などが繁茂したままであると火災や犯罪、虫の発生などの周辺の生活環境に悪影響を及ぼす可能性がありますので、不適切な管理状態のあき地等の所有者及び管理者に対して、定期的な管理を行うよう指導しています。

③違法屋外広告物及び放置自転車対策

本市では、市内3駅（みずほ台・鶴瀬・ふじみ野）の周辺道路、県道の一部の立看板等の除去と処分を定期的実施しています。また、市内3駅周辺を自転車放置禁止区域（平成4年）に指定し、放置自転車の撤去や啓発を実施しています。

立看板等の撤去・処分状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
作業回数	14回	24回	24回	24回	24回
除去枚数	1,653枚	2,727枚	3,807枚	2,592枚	2,296枚
処分量	220kg	300kg	280kg	120kg	0kg

資料：交通管理課

放置自転車の撤去・処分状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
撤去回数	105回	105回	105回	105回	105回
撤去台数	4,128台	3,644台	2,581台	2,939台	1,938台
処分台数	2,374台	1,932台	1,428台	1,697台	933台

資料：交通管理課

④富士見市美化推進計画の推進

富士見市美化推進計画に基づく4つの基本方針に基づき、計画の推進を図りました。

・基本方針1 始めよう 目を向け気づく まちの美化

地域の美化推進を図るため、毎年5月と11月の最終日曜日を市内一斉清掃活動に取り組む「富士見市をきれいにする日」と定め、広報やホームページにより、市民等への情報発信を行いました。

また、児童生徒への環境美化に対する啓発や意識の向上を目的に、環境問題啓発ポスター展を開催しました。

・基本方針2 育てよう 一人ひとりの 美化意識 ～捨てる人から拾う人へ～

美化意識の向上を図るため、環境問題に取り組む団体や事業者の協力を得て、

富士見ふるさと祭りでの情報発信を継続的に実施しました。

また、協働によるまちづくり講座（出前講座）の活用について、市民や児童生徒の美化意識を育むためPRを図りました。

・基本方針3 取り組もう「きれい」を守る 美化活動

不法投棄の防止や犬のふんの放置を禁止する看板を作成し、マナー向上にむけ啓発活動を実施しました。また、犬の飼い方・しつけ方教室を開催し、犬のふんの放置禁止についての啓発を図りました。

不法投棄は、新たな不法投棄を招く恐れがあるため、関係機関と協力し早急な対応を図るとともに、不法投棄防止のためのパトロールを継続して実施しました。平成22年10月から市内3駅周辺を美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域に指定し、のぼり旗、路面シール等の設置及び市内3駅での街頭キャンペーンを実施して啓発活動を行いました。

・基本方針4 広げよう チームワークで 美化運動

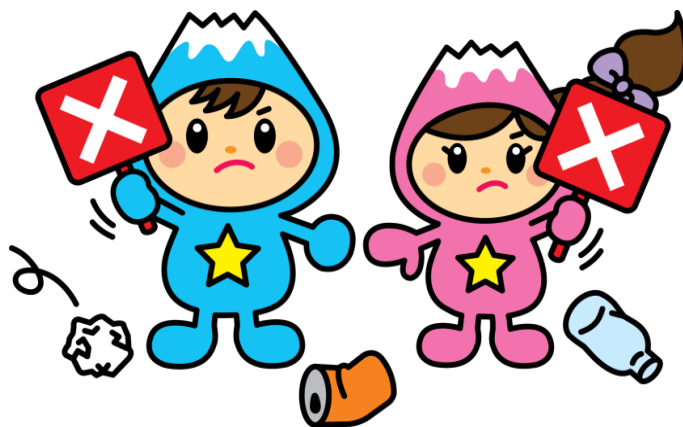
美化活動やクリーン作戦を実施している団体の情報を収集し、ごみ袋の配布などの支援を行いました。また、富士見市環境施策推進市民会議との協働による美化推進の啓発と併せてクリーン作戦を実施しました。

（５）不法投棄対策の強化

①不法投棄物等の回収量

不法投棄物の回収と、市民等によるクリーン作戦でのごみの回収量は、次のようになっています。

なお、平成13年4月1日の家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の施行に伴い、自治体では処理できなくなった家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）については、不法投棄が依然として多いことが確認されています。



不法投棄物等の回収量（処理困難物を除く）（単位：k g）

年 度	不法投棄物	市民等によるクリーン作戦での回収量	
		空きカン	その他のごみ
平成 24 年度	7,440	20	14,960
平成 25 年度	8,640	660	17,480
平成 26 年度	7,240	460	14,940
平成 27 年度	6,460	520	14,220
平成 28 年度	4,860	180	11,520

②不法投棄の発生件数

平成 28 年度における不法投棄の発生件数と、場所の内訳は以下のようになっています。

不法投棄発生件数（単位：件）

年 度	ごみ集積所	公 園	その他	合 計
平成 24 年度	122	2	118	242
平成 25 年度	70	1	109	180
平成 26 年度	59	0	76	135
平成 27 年度	65	0	17	82
平成 28 年度	26	0	6	32

③不法投棄がもたらす財政負担

不法投棄されたごみや、クリーン作戦などで回収されたごみを処分する際の財政負担は以下のようになっています。

不法投棄がもたらす財政負担（単位：円）

年 度	処理委託費等	不法投棄家電 リサイクル料金	志木地区衛生 組合負担金	処理費総額
平成 24 年度	303,292	269,603	395,856	968,751
平成 25 年度	285,075	238,050	488,720	1,011,845
平成 26 年度	267,894	246,132	416,707	930,733
平成 27 年度	159,300	0	386,125	545,425
平成 28 年度	396,900	208,224	318,168	923,292

（注）平成 18 年度からは自動車リサイクル手数料を含む。

志木地区衛生組合負担金とは、各市の搬入量に基づき割り当てられる負担金の概算値のことです。

2 健全な生活を送ろう

事業活動や日常生活の影響により発生する環境汚染を防止し、改善していくことは、安心して暮らせるまちづくりのためには大切なことです。あらゆる人や動植物が健やかに暮らしていくために、環境に配慮した暮らし方が求められています。

【所管】環境課、道路治水課、下水道課、交通・管理課、地域文化振興課、産業振興課 ほか

(1) 身近な生活環境の保全

①大気調査

大気汚染の主な原因は、工場や自動車から大気中に排出される様々なガスです。それらに含まれる窒素酸化物（NO_x）や炭化水素（揮発性有機化合物）は、酸性雨や光化学大気汚染の原因物質となり、特に高濃度の二酸化窒素は呼吸器に悪影響を及ぼします。

本市は、自動車NO_x・PM法（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）の対象地域に指定されており、国や埼玉県が行う大気汚染関連の施策への協力を中心に、大気汚染の軽減に努めています。

なお、市内の大気汚染状況を把握するため、自動車の交通量が多い主要交差点24地点と、主要交差点から離れたバックグラウンド4地点の合計28か所で大気中の二酸化窒素濃度を測定しています。

また、富士見市役所が埼玉県の常時監視測定局とされていることから、測定値分析の参考とするため庁舎屋上での測定も併せて実施しています。

二酸化窒素濃度調査地点



※地図中の番号は、次ページの表の調査地点に対応しています。

平成28年度主要交差点地点の二酸化窒素濃度結果一覧表（1日平均値）（単位：ppm）

調査地点	調査時期	
	8/1～8/8	12/5～12/12
No. 2（地点名「埼玉コープ羽沢店前」）	0.012	0.018
No. 3（交差点名「上沢」）	0.012	0.020
No. 4（交差点名「鶴瀬小前」）	0.011	0.018
No. 5（地点名「富士見交番前」）	0.009	0.017
No. 6（交差点名「鶴瀬」）	0.017	0.022
No. 7（交差点名「鶴馬」）	0.011	0.019
No. 8（交差点名「並木」）	0.014	0.021
No. 9（交差点名「富士見川越バイパス」）	0.022	0.023
No. 10（地点名「マルエツみずほ台店前」）	0.013	0.024
No. 11（地点名「氷川神社前」）	0.010	0.019
No. 12（地点名「水子横断歩道前」）	0.028	0.035
No. 13（交差点名「岡の坂」）	0.028	0.032
No. 14（交差点名「富士見高校入口」）	0.016	0.023
No. 15（交差点名「東大久保」）	0.014	0.022
No. 18（地点名「エネオス富士見バイパス給油所前」）	0.016	0.024
No. 19（地点名「ふじみ野駅東口先」）	0.008	0.018
No. 20（地点名「ふじみ野駅西口先」）	0.011	0.018
No. 21（交差点名「勝瀬」）	0.011	0.017
No. 22（地点名「東大久保中」）	0.010	0.017
No. 23（地点名「富士見ニュータウン」）	0.011	0.019
No. 24（地点名「勝瀬市境交差点」）	0.010	0.018
No. 26（地点名「市役所前」）	0.013	0.019
No. 27（地点名「富士見高架橋高架下」）	0.016	0.023
No. 28（地点名「山室ポンプ場前」）	0.021	0.022
主要交差点平均値	0.014	0.021

平成28年度バックグラウンド地点の二酸化窒素濃度結果一覧表（単位：ppm）

調査地点	調査時期	
	8/1～8/8	12/5～12/12
No. 1 富士見市役所前	0.008	0.017
No. 16 富士見台中学校	0.009	0.017
No. 17 みずほ台中央公園前	0.009	0.016
No. 25 登戸馬場公園	0.008	0.013
バックグラウンド平均値	0.009	0.016

平成28年度相関地点（埼玉県常時監視測定局付近）（単位：ppm）

No. 1' 富士見市役所屋上	0.012	0.018
-----------------	-------	-------

※環境基準は0.04～0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下。

※フィルターバッチ方式により、7日間暴露（No.1'のみ1日間暴露×7回）で測定した数値の平均値です。

※二酸化窒素は、大気流動に影響されやすいため、地表が冷え大気流動が少ない冬季の方が夏季に比べ数値が高くなります。

②光化学スモッグの現況

工場や自動車から排出される窒素酸化物と炭化水素が、太陽からの紫外線により光化学反応を起こすと、光化学オキシダントが生成されます。この光化学オキシダントの濃度が高くなることで、「光化学スモッグ」が発生し、のどが痛くなる、目がチカチカするなどの影響を与えます。

埼玉県は地理的に京浜工業地帯の北、鹿嶋工業地域の西に位置し、首都圏に通じる道路交通網により通過車両数が多く、光化学スモッグが起きやすい環境にあります。埼玉県では、「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」に基づく光化学スモッグ常時監視体制をとり、光化学オキシダント濃度により予報、注意報、警報、重大緊急報を発令しています。本市では、「富士見市光化学スモッグ緊急時対策要綱」に基づき、県からの発令が注意報以上だった場合には、防災無線の利用、各教育機関への連絡により、市民への情報提供を行っています。

光化学スモッグ注意報月別発令日数

(単位：日)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
平成24年度	1	0	0	2	0	0	3
平成25年度	0	0	0	4	5	0	9
平成26年度	0	0	2	6	3	0	11
平成27年度	0	1	0	6	2	0	9
平成28年度	0	0	0	1	0	0	1

③微小粒子状物質（PM2.5）の現況

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に漂う粒径2.5マイクロメートル以下の小さな粒子のことで、径が非常に小さいため（髪の毛の太さの30分の1程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

埼玉県では、「埼玉県微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起要綱」に基づく常時監視体制をとり、微小粒子状物質（PM2.5）の濃度の状況により注意喚起を行っています。本市では、「微小粒子状物質（PM2.5）対応マニュアル」に基づき、県からの注意喚起の依頼があった場合、防災無線の利用、各教育機関への連絡により、市民への情報提供を行っています。

④ダイオキシン類の現況

ダイオキシン類は、身のまわりにある物を燃やすことで発生する物質で、平成12年に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気・水質・土壌での環境基準が設けられています。本市では、ダイオキシン類の実態を把握するために、市内の小中学校などで大気・土壌中のダイオキシン濃度の測定を実施しています。

平成28年度大気中のダイオキシン類濃度調査結果 (単位: pg-TEQ/m³)

調査時期	調査地点				環境基準
	市役所屋上	つるせ台小学校	水谷小学校	東中学校	
7/14～7/21	0.018	0.014	0.020	0.018	年平均 0.6以下
1/12～1/19	0.029	0.020	0.025	0.027	

※市役所屋上は埼玉県が調査しています。

平成28年度土壌中のダイオキシン類濃度調査結果 (単位: pg-TEQ/g)

調査時期	調査地点	調査結果	環境基準
1/16	富士見台中学校	2.8	1,000

⑤水質汚濁の現況

本市では、今後の環境行政の基礎資料とすることを目的として、市内を流れる新河岸川・柳瀬川・富士見江川・砂川堀・唐沢堀の水質汚濁の状況を把握しています。

近年では下水道や合併処理浄化槽の普及により、河川の水質は改善傾向にあります。

平成28年度水質調査結果

(BOD・SS・DO 単位:mg/ℓ)

調査地点	調査日	採取時間	調査項目			
			pH	BOD	SS	DO
No.1 新河岸川 南畑橋上流付近	H28. 7. 11	15:10	7.3	1.7	9	8.6
	H29. 2. 3	14:30	7.1	1.8	5	5.1
No.2 柳瀬川 富士見橋下流付近	H28. 7. 11	9:25	7.5	2.1	5	8.7
	H29. 2. 3	9:05	7.3	0.7	2	8.3
No.3 砂川堀 花影橋付近	H28. 7. 11	14:05	9.2	1.9	9	19
	H29. 2. 3	15:40	7.2	2.1	4	11
No.4 富士見江川上流 丸池橋付近	H28. 7. 11	12:00	6.9	0.5	1	14
	H29. 2. 3	13:35	6.6	<0.5	<1	9.5
No.5 富士見江川中流 江川親水公園付近	H28. 7. 11	15:55	7.1	0.9	1	7.9
	H29. 2. 3	10:55	6.7	0.6	<1	9.9
No.6 富士見江川下流 寿橋上流付近	H28. 7. 11	12:45	8.9	1.0	7	13
	H29. 2. 3	11:30	7.7	<0.5	1	13
No.7 唐沢堀 唐沢公園付近	H28. 7. 11	10:15	7.9	1.0	3	7.4
	H29. 2. 3	10:10	7.7	1.4	1	9.0
環境基準	河川C類型		6.5 ≤ 8.5	≤ 5	≤ 50	≥ 5

※環境基準が適用される河川は、新河岸川(C類型)と柳瀬川(C類型)のみで、その他の河川は「C類型」を目安としています。

※夏季のNo.4富士見江川(上流)丸池橋付近は、枯渇していたため、下流側の駒形橋で調査した。

⑥自動車騒音常時監視

自動車騒音常時監視とは、騒音規制法第18条に基づき、環境基準に係る自動車騒音レベル、道路条件、交通条件、沿道条件を調査し、環境基準の達成状況を面的に把握することを目的とした調査です。原則2車線以上を有する道路が対象となり、実施計画に基づき対象路線の測定を行っています。

本市においては、平成24年度から事務権限移譲に伴い、自動車騒音常時監視を実施しています。

平成28年度自動車騒音常時監視結果

調査路線

No.	路線名	始点	終点	延長距離(km)
1	一般国道254号(一般国道463号線～三芳富士見線)	富士見市大字下南畑	富士見市大字勝瀬	3.9
2	一般国道254号(ふじみ野市・富士見市境～ふじみ野市・富士見市境)	富士見市ふじみ野西4丁目18	富士見市ふじみ野西4丁目19	0.1
3	鶴瀬停車場線	富士見市鶴瀬東1丁目11	富士見市鶴瀬東2丁目13	0.4

測定結果

No.	路線名	時間区分	調査結果	環境基準との比較		要請限度との比較	
				昼	夜	昼	夜
1	一般国道254号(一般国道463号線～三芳富士見線)	昼間	68	○	70	○	75
		夜間	65	○	65	○	70
2	一般国道254号(ふじみ野市・富士見市境～ふじみ野市・富士見市境)	昼間	71	×	70	○	75
		夜間	70	×	65	○	70
3	鶴瀬停車場線	昼間	57	○	70	○	75
		夜間	50	○	65	○	70

面的評価結果

No.	路線名	評価対象 住居戸数 (戸)	環境基準達成数(戸)				環境基準達成率 (%)
			昼○ 夜○	昼○ 夜×	昼× 夜○	昼× 夜×	
1	一般国道254号(一般国道463号線～三芳富士見線)	30	30	0	0	0	100.0
2	一般国道254号(ふじみ野市・富士見市境～ふじみ野市・富士見市境)	25	21	0	0	4	84.0
3	鶴瀬停車場線	194	194	0	0	0	100.0

⑦騒音・振動の防止

公害の中でも、騒音は日常生活に関係が深く、その発生源も様々です。工場・事業所から発生する騒音・振動に関しては、騒音規制法・振動規制法・埼玉県生活環境保全条例により規制基準が定められています。近年は生活様式の変化や住宅の密集により、商店・飲食店から発生する騒音についての問い合わせが多くなっています。振動は、程度によっては物的損害が発生することもあります。騒音や悪臭と同様に感覚公害といわれ、感覚的・心理的影響にとどまるものがほとんどです。

騒音規制法・振動規制法による特定工場及び特定施設の数

騒音規制法			振動規制法		
特定工場の総数		34	特定工場の総数		19
特定施設	金属加工機械	104	特定施設	金属加工機械	131
	空気圧縮機等	184		圧縮機	40
	土石用破砕機等	1		土石用破砕機等	1
	織機	0		織機	0
	建設用資材製造機械	1		コンクリートブロックマシン等	0
	穀物用製粉機	0		木材加工機械	0
	木材加工機械	0		印刷機械	0
	抄紙機	0		ロール機	0
	印刷機械	3		合成樹脂射出成形機	2
	合成樹脂射出成形機	4		鋳型造型機	0
	鋳型造型機	0			
計	297	計	174		

埼玉県生活環境保全条例による指定工場及び指定施設の数

指定騒音工場の総数		19	指定振動工場の総数		0
指定騒音施設	木材加工機械	30	指定振動施設	シェイクアウトマシン	0
	合成樹脂用粉砕機	0		オシレイティングコンベア	0
	ペレタイザー	0			
	コルゲートマシン	0			
	シェイクアウトマシン	0			
	ダイカスト機	15			
	冷却塔	22			
	計	67		計	0

⑧悪臭の防止

悪臭は、吐き気や食欲不振、頭痛、不快感などをもたらす感覚公害であり、主に感覚的・心理的な被害により生活環境を損なうものです。悪臭の防止については、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく規制があります。

近年、市民から寄せられる相談は、法令で規制されている悪臭についてはほとんど無く、一般家庭の浄化槽の不適正な管理から発生する臭いの相談がほとんどです。

⑨その他の対策

本市では、その他の公害として様々な相談を受け付けており、主な対策は以下のとおりです。

・ 野外焼却

周辺の生活環境や、住民に健康被害をもたらす恐れのある焼却行為は、埼玉県生活環境保全条例により禁止となっていますが、農業を営むためにやむを得ず行う焼却などは除外される場合があります。

しかしながら、周辺の生活環境に支障を与えている状況が確認された場合には、焼却行為の中止などの配慮をお願いしています。

・ 鳥獣被害等

鳥獣被害として、全国的にも問題となっているムクドリによる鳴き声や糞による被害がふじみ野駅西口周辺で発生しており、本市ではムクドリの飛来状況や行動に注視しながら、樹木の剪定や鳥が嫌う忌避音や忌避剤による追い払い、糞の清掃などの対策を行っています。また、住宅などに迷い込み動けなくなった希少野生鳥獣の保護を行っています。

・ 関係機関との連携

地盤沈下、水質汚濁、土壌汚染などについては、埼玉県が所管となっていますが、状況により先行して現地調査を行うなど、関係機関と連携して対応を図っています。

公害等相談件数（公害苦情調査報告件数）

（単位：件）

年 度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
平成26年度	26	1	0	20	0	0	6	27	80
平成27年度	14	0	0	10	2	0	3	8	37
平成28年度	14	0	0	10	3	0	5	1	33

（２）有害化学物質対策の促進

私たちの暮らしを便利で快適なものにしてくれる化学物質。しかし、使用方法や使用量を間違えると、人の健康や生態系に大きな影響を与えるものもあります。化学物質についての正しい知識を身に付け、適正な使用を心がけていく必要があります。

①フロン対策の現況

オゾン層は人の皮膚や目に有害な紫外線を吸収し、地球を守ってくれています。それを破壊する物質として、フロンガスが注目されて以降、その使用が国際的に規制されることとなりました。

日本では、昭和63年にオゾン層保護法（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律）が公布され、オゾン層を破壊しやすい物質の使用を禁止しました。また、すでに家電製品などに使用されているフロンガスについては、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）やフロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）などにより、大気中に放出することなく適正に処理することが製造業者に義務付けられています。

②ダイオキシン対策の現況

平成7年に産業廃棄物焼却炉の密集や、ごみ処理施設とその周辺における高濃度汚染が明らかになったことで全国的に関心が高まったダイオキシン問題。埼玉県では、いち早くその対応方針などを策定し、原因となる不適正な焼却炉の使用や野外焼却などの行為を規制するなどの対策を講じてきました。その結果、県内におけるダイオキシンの総排出量は、平成9年度比で90パーセント以上の削減という水準を維持しております。

本市でも、大気中のダイオキシン類濃度調査などを実施しており、平成28年度は調査を始めた平成10年度と比較して約93パーセントの削減となっています。

③アスベスト対策の現況

吸い込むことで健康被害を引き起こすアスベスト（石綿）は、建材など様々なところで使用され、アスベストを扱う工場だけではなく、日常生活でも見かけることもあり社会問題となりました。

対策としては、平成18年2月に公布された「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」に基づき、アスベストを扱う工場への飛散防止指導や、解体工事時の飛散防止対策及び周辺住民への情報提供の徹底などが実施されています。

なお、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を含む建築物の解体作業等は、埼玉県への届出を行う必要があります。

④公共施設のシックハウス対策の現況

公共施設の新築・増改築・改修などを行う際は、空気汚染物質発散建築材料等の使用制限に関する規定を踏まえた、使用建築材料の適正な選択による対策と、適正な換気システムの設置による対策を進めています。

なお、施工終了時においては室内空気濃度の測定を行い、測定結果が厚生労働省の指針値以内であることを確認した後に、工事完成としています。

（３）安全・安心なまちづくりの推進

①放射線の状況

平成23年3月11日東日本大震災に伴い発生した、東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質は、広範囲に環境汚染をもたらしたため、本市においても空間放射線量の測定を行い、その影響を確認いたしました。

②講じた施策

本市では、「富士見市における空間放射線量への対応方針」（以下「対応方針」という）を策定すると共に、関係各課で組織する放射線対策委員会を設け、情報の共有化や各施策などを通じて安心安全な生活環境の確保に努めています。

・空間放射線量の測定

市内小中学校、保育所、公園など公共施設55施設において敷地内中央を測定する定点測定を実施しています。

- 水道水や給食等の放射性物質の検査
市内水道水をはじめ、学校や市立保育所などの給食やおやつについては、毎月放射性物質の検査を実施しており安全性を確認しています。
また、富士見市産農作物については、埼玉県による放射性物質の県産農産物への影響調査から安全性を確認しています。
- 低減対策
これまでの空間放射線量の測定から、対応方針にて定めた公共施設における低減作業基準（地表5cmの高さの空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト）を超えた場所が延べ33か所確認（平成25年4月以降なし）されました。
本市では、対応方針に基づき策定した「公共施設における空間放射線量低減マニュアル」に従い表土の削り取りを実施し、当該敷地内への埋設保管を行いました。
低減作業後の空間放射線量は、いずれも低減作業基準を下回っています。
- 測定機器の貸出し
市民や市内に事務所がある法人を対象に、自宅敷地内などの空間放射線量を把握することができるように、簡易測定機器の貸し出しを行っており、平成29年3月末日現在、延べ194名が利用しています。
- 情報の発信
本市並びに国・埼玉県の施策に関する情報は、ホームページなどを活用し随時公開しています。
- 自転車駐輪場、自転車通行帯の整備等
自転車利用者の利便性と放置自転車対策の一環として、駅前市営駐輪場の整備を行うほか、維持管理を継続的に実施しています。また、関係機関と協力しながら、自転車通行帯の整備について検討を進めています。
- 交通マナーの向上
交通マナーの向上を図るため、定期的に駅前での街頭キャンペーンを実施しています。また、自転車等の安全運転教室も実施しました。

第3節 まちぐるみで地球温暖化の防止を目指します

地球規模で問題となっている温暖化問題は、わたしたちの日常生活から排出される温室効果ガスが原因とされています。わたしたち一人ひとりが、いち地球人として、その防止に向けて取り組むことが大切です。

1 資源を大切にしよう

地球温暖化問題の原因である温室効果ガスの主な排出源となっているのは、私たちが普段使用している自動車やエアコン、テレビ、冷蔵庫等の電化製品の使用によるものです。社会活動全体でのエネルギーの使い方を見直すことによって、低炭素化社会の構築が求められています。

【所管】環境課、総務課、管財課 ほか

(1) 省エネルギーの推進

「エコライフDAY」への参加推進

埼玉県が中心となって行っている地球温暖化対策事業であり、各家庭で環境に配慮した生活を1日送っていただくことで、ちょっとした行動がどれだけ地球温暖化対策につながったかをチェックシートで確認することができます。

本市では、小・中・特別支援学校や富士見市環境施策推進市民会議と連携し、広く市民参加を呼びかけ、夏と冬のエコライフDAYに参加しています。結果は富士見市環境施策推進市民会議による集計作業を基に埼玉県へ報告され、啓発事業など様々な分野で活用されています。

参加状況

	参加者数 (人)	削減量 (kg-CO ₂)
エコライフDAY埼玉 2016 (夏)	11,380	9,711
エコライフDAY埼玉 2016 (冬)	11,230	11,300
合計	22,610	21,011

※参加者1人あたりの平均929(g-CO₂)の削減を図ることが出来ました。

(2) 再生可能エネルギーの活用

地球温暖化対策を進めるためには、主な原因とされる温室効果ガスが私たちの生活からどれだけ排出されているかを市民一人ひとりが認識し、行動することが必要不可欠です。日々深刻化する地球温暖化問題を防止するため、本市では平成23年度から住宅用太陽光発電システム設置奨励金制度を開始すると共に、関係団体と連携した啓発活動を継続的に実施しています。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定められた地方公共団体の責務に基づき、本市では平成18年度に「富士見市地球温暖化対策実行計画」(事務事業編)を策定しました。

計画期間終了に伴い、平成24年度には、新たに「富士見市地球温暖化対策実行計画」(事務事業編)を策定し、引き続き地球環境への負荷の少ない市役所を目指しています。

① 宅用太陽光発電システム設置奨励金

自然エネルギーを活用し、発電の際に温室効果ガスを排出しないことから、地球温暖化対策につながるとして、住宅用太陽光発電システムを新たに設置した市民を対象に、平成23年度から奨励金を交付し、直近6年間での交付件数は、716件となります。

住宅用太陽光発電システム設置奨励金の状況

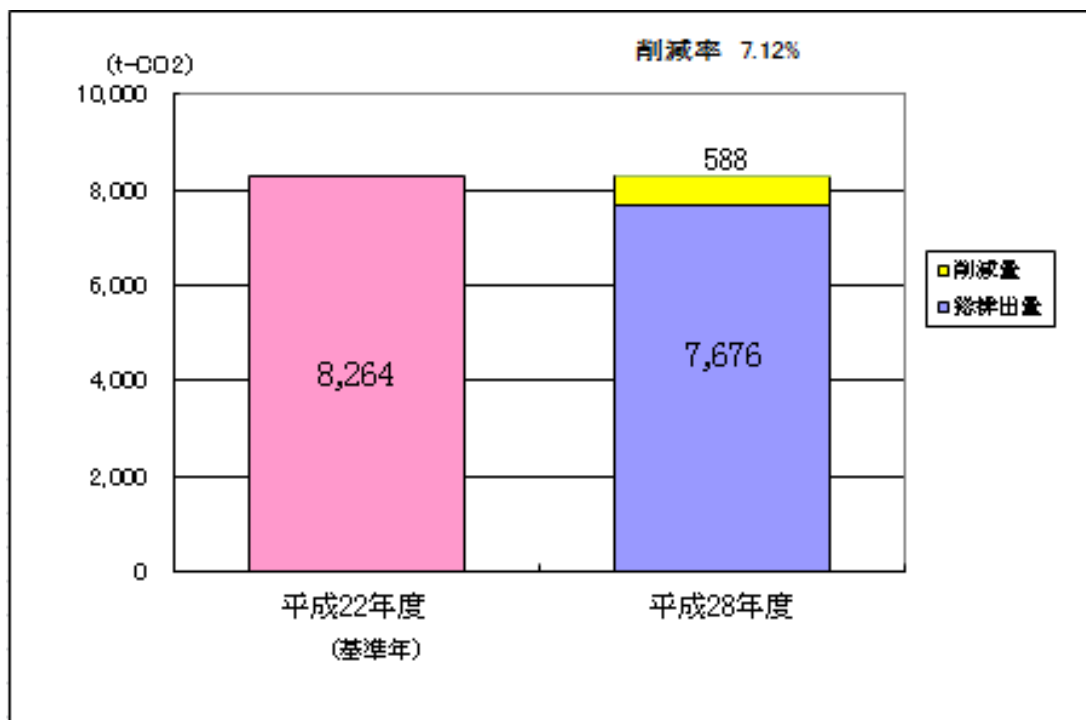
	交付件数	金額
平成23年度	122件	6,100,000円
平成24年度	142件	7,100,000円
平成25年度	176件	8,800,000円
平成26年度	117件	5,850,000円
平成27年度	104件	5,200,000円
平成28年度	55件	2,750,000円

② 平成28年度の温室効果ガス排出量

本市では、「富士見市地球温暖化対策実行計画」(事務事業編)に基づき、平成22年度を基準年とし、毎年1%の削減に努め、平成28年度に全ての行政活動から排出される温室効果ガスの量を基準年と比べ5.85%の削減を目指してきました。平成28年度の温室効果ガス総排出量は7,676t-CO₂となり、基準年に比べて7.12%を削減し目標を達成しております。

温室効果ガス排出量

(単位：t-CO₂)



③公共施設における太陽光発電システムの設置状況

地球にやさしい行政活動を推進するために、本市では4か所の公共施設に太陽光発電システムを導入しています。

太陽光発電システムを使用している施設一覧

施設名	発電容量
市民文化会館キラリ☆ふじみ	30kW
ふじみ野交流センター	10kW
つるせ台小学校	10kW
鶴瀬西交流センター	5kW

2 緑を増やそう

植物は、生長するために二酸化炭素を吸収し、葉から水分が放出されて水蒸気になるときまわりの熱を奪います。地球温暖化防止の取り組みとして公共施設をはじめ、住宅や事業所への壁面緑化を進める必要があります。また、歴史文化資源を保護するためにも、市内の社寺林、斜面林や緑地の保全に努める必要があります。

**【所管】環境課、まちづくり推進課、総務課、管財課、道路治水課
ほか**

(1) 壁面・屋上緑化の推進

市庁舎南側から入る太陽光を遮ることで室内の温度上昇を防ぎ、夏期の冷房等の電気使用量を抑えるため、本市では平成20年度から壁面緑化に取り組んでいます。

平成28年度は庁舎南面の約10メートル、庁舎正面西側の約5.2メートルの壁面にヘチマ・ゴーヤのつるを絡ませて、緑のカーテンを作りました。

また、より多くの市民に壁面緑化を通じて地球温暖化問題を知っていただくため、庁舎以外の市内公共施設（公民館、資料館、健康増進センター、保育所、放課後児童クラブ、小学校等）においても壁面緑化を実施しています。このほかに広報や富士見ふるさと祭りでの紹介、収穫されたヘチマの種の配布を通じた啓発活動を行っています。



庁舎壁面緑化

(2) 社寺林・斜面林・緑地の保全

社寺林を保全し、歴史文化資源を守るとともに、斜面林や緑地の保全に努め、身近にふれあえる緑の啓発を実施しました。また、樹林の保全と多面的機能の活用について検討を行っています。

3 ごみを減らそう

大量生産・大量消費社会がもたらした物質的な豊かさの代償ともいえる「ごみ問題」は、自然環境を破壊し、人類を含めた生態系と地球の未来をおびやかしています。ごみ処理に伴って発生する環境負荷を低減するために、ごみの削減に向けた取り組みを進めていく必要があります。

【所管】環境課、総務課、管財課 ほか

(1) 4Rの推進

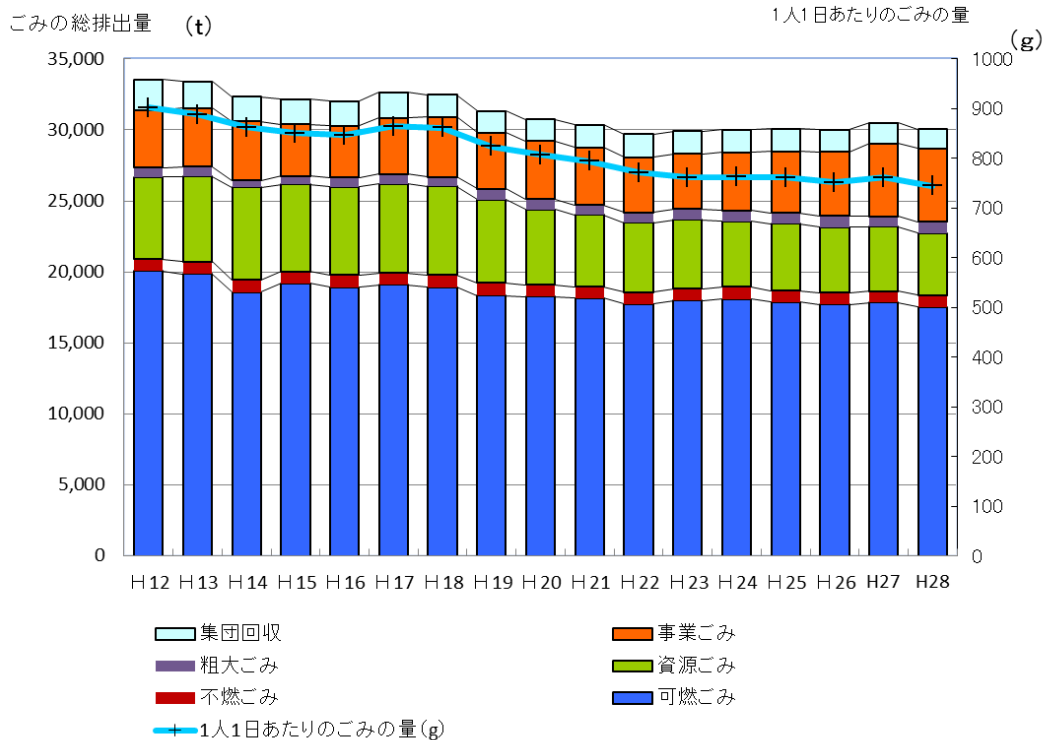
①一般廃棄物の排出量の推移

ごみの総排出量は、平成28年度29,975tであり前年度から624t減少しており、平成12年度の33,686tをピークに減少傾向にあります。

ごみ種別でみると、可燃ごみはほぼ横ばいですが、資源ごみは平成14年度の8,331tをピークに平成28年度では5,729tへと大幅に減少傾向にあります。

また、1人1日あたりのごみの量(※)以下同じは、ごみの総排出量が減少したことに伴い、平成28年度は744gに減少し、依然、県内市の中で少ない排出量となっています。

ごみ・資源の排出量



※ 数値については、環境省の「平成12年度～28年度一般廃棄物実態調査」報告値です。

※ 1人1日あたりのごみの量(g) = ごみの総排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数

※ 平成27年度の1人1日あたりの一般廃棄物排出量は、埼玉県内の市の中で最も少ない排出量の761gでした。

※ 4Rとは、①Refuse(リフューズ：不要なものを断る)。②Reduce(リデュース：ごみを減らす)。③Reuse(リユース：繰り返し使用する)。④Recycle(リサイクル：資源としてまた利用する)。の略語で、4Rの推進により、ごみの減量化とリサイクルの啓発に努めています。

②ごみの処分費用

本市の平成28年度のごみ処理経費（し尿処理費を除く）は、志木地区衛生組合（以下、「衛生組合」という）負担金、収集運搬費等で約9億円です。ごみの処理人口からみると、一人あたり年間8千円程度となります。

廃棄物処理事業経費（実態調査値）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ごみ総排出量（t）	30,002	30,113	29,934	30,599	29,975
ごみ処理経費（千円）	819,937	882,208	883,013	906,240	908,132
人件費	133,688	108,048	102,240	85,205	83,359
収集運搬費等	45,697	20,495	20,849	17,912	20,875
委託費	198,459	219,465	227,553	249,716	251,527
負担金	423,199	515,401	513,963	535,776	535,776
奨励金	18,894	18,799	18,408	17,631	16,595
1人あたり年間ごみ処理原価（円）	7,714	8,146	8,096	8,249	8,229
1kgあたり年間ごみ処理原価（円）	27.3	29.3	29.5	29.6	30.3

※端数処理をしているため合計が合わない場合があります。

※ごみ処理経費には、集団資源回収奨励金が含まれています。

※1人あたり年間ごみ処理原価（円）及び1kgあたり年間ごみ処理原価（円）は、総人口で算出しています。

③ごみの収集と処理について

本市のごみの収集は、市職員による直営収集と、廃棄物処理業者への委託による収集、資源回収業者との協定による収集で行っています。収集された可燃ごみは富士見環境センターで焼却処分され、残った灰は埼玉県環境整備センター（寄居町）や民間施設に運搬され、埋め立て処分されます。資源プラスチック

クはリサイクルプラザで分別され、処理業者のもとで再資源化されます。ビンは生ビン・有色ビンなどに分けられて、それぞれ再利用・資源化されます。カン・ペットボトルは保管施設で保管された後で、処理業者のもとで再資源化されます。粗大ごみは富士見環境センターで破碎した後分別し、資源として利用できるものは処理業者に渡し、焼却灰などは埼玉県環境整備センターで埋め立て処分されます。

④最終処分量

市内を含め、衛生組合管内には最終処分場がないため、排出される焼却灰や集塵灰、不燃残渣は、埼玉県環境整備センター（寄居町）や民間施設の最終処分場に埋め立てられています。

焼却灰や集塵灰の一部を民間の業者に委託してセメントや人工砂の原料としてリサイクルしています。

一般廃棄物最終処分量

（単位：t）

年 度	焼 却 灰	集 塵 灰	不 燃 残 渣		合 計
			金属残渣	ガラス残渣	
平成 24 年度	975	549	192	0	1,716
平成 25 年度	823	523	125	0	1,471
平成 26 年度	497	652	153	0	1,302
平成 27 年度	499	813	232	0	1,544
平成 28 年度	468	735	251	0	1,454

⑤分別収集の推進

本市では、容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）第 8 条に基づき、平成 8 年に富士見市分別収集計画を策定し、現在までに 7 回の改定作業を行い、ごみの減量化と循環型社会の構築のための施策を推進しています。

分別収集の対象となる容器包装廃棄物の素材は、鋼製・アルミニウム製のほか、紙・ダンボール製、無色・茶色などのガラス製や、プラスチック製のものとなっており、それぞれの種類ごとの分別収集計画量を定めています。

分別収集計画量と分別収集実績

(単位：t)

			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ビン類	無色	計画量	408.00	404.00	405.00	403.00	401.00
		実績	424.84	458.88	442.27	422.85	423.24
	茶色	計画量	217.00	214.00	215.00	213.00	212.00
		実績	219.66	196.77	226.13	213.99	209.54
	その他	計画量	177.00	174.00	171.00	167.00	164.00
		実績	200.09	227.97	193.67	188.39	186.58
缶類	スチール	計画量	208.00	191.00	197.00	185.00	174.00
		実績	234.30	207.09	205.61	208.81	211.83
	アルミ	計画量	192.00	200.00	212.00	222.00	233.00
		実績	191.70	169.41	161.53	139.20	141.25
プラスチック類	ペット	計画量	354.00	354.00	359.00	361.00	363.00
		実績	383.43	388.30	375.33	378.63	387.12
	プラ	計画量	517.00	512.00	519.00	519.00	519.00
		実績	501.93	527.44	555.20	551.54	532.90
紙類	段ボール	計画量	685.00	678.00	674.00	668.00	661.00
		実績	748.47	772.56	779.17	801.28	791.90
	紙パック	計画量	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00
		実績	18.51	14.73	16.29	16.46	17.18

⑥家電リサイクル法・パソコンリサイクルへの対応

家電リサイクル法の改正（平成13年）及び資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）の改正（平成15年）により一部の家電製品やパソコンについては製造業者などによるリサイクルが義務付けられました。

これを受けて本市では、家電リサイクル法の対象となるテレビ、洗濯機、冷蔵庫冷凍庫、エアコン、衣類乾燥機及びパソコンの処分については、家電小売業者や廃棄物処理業者などの紹介を行うことにより製造業者などによるリサイクルにつなげています。

再資源化量

(単位：t)

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ビン	983	1,052	1,026	976	942
カン	424	397	385	363	358
ペットボトル	378	381	375	386	386
資源プラスチック	628	669	690	714	688
紙類・布類	2,166	2,144	2,113	2,063	1,971
有害ごみ	44	42	35	42	38
小計	4,623	4,685	4,624	4,544	4,383
事業ごみ	4	1	1	0	0
集団資源回収	1,608	1,612	1,566	1,460	1,346
合計（資源化量）	6,235	6,298	6,191	6,004	5,729
ごみの総排出量	30,002	30,113	29,934	30,599	29,975
資源化率	21.6%	20.8%	20.9%	20.7%	19.1%

※資源化率（％）＝資源化量÷ごみの総排出量

※端数処理をしているため合計が合わない場合があります。

※中間処理施設の資源化量は、含んでおりません。

（２）生ごみの水切り・堆肥化の推進

①生ごみの水切り推進

生ごみに占める水分の割合は高く、ごみの排出時に生ごみの水切りを推進するため、富士見市環境施策推進市民会議と連携して街頭キャンペーン等で啓発を行いました。

②公共施設の排出生ごみの堆肥化

学校給食センター、保育所など公共施設から排出される生ごみは、早期に減量化、資源化する手法のため、堆肥化プラントを持つ専門業者が一括して回収・堆肥化処理する方法を採用しています。

③公園剪定枝のチップ化

公園で剪定された枝葉はチップ化し、ぬかるみ対策および雑草対策として公園などに撒いています。平成28年度は、約22tの剪定枝がチップ化され、資源として活用されました。

(3) エコライフの推進

① 定期資源回収

定期資源回収とは、資源回収業者から構成されている「東入間資源リサイクル協同組合」との協定により、市内の資源ごみの回収を奨励する事業であり、資源回収業者の育成に効果的であるほかにも、委託契約による回収よりも財政的な負担が少ないことが特徴で、平成5年6月1日から実施しています。

定期資源回収の実績

(単位：kg)

年 度	紙 類	布 類	合 計
平成 24 年度	1,962,050	204,390	2,166,440
平成 25 年度	1,949,730	194,360	2,144,090
平成 26 年度	1,930,910	181,960	2,112,870
平成 27 年度	1,880,410	182,250	2,062,660
平成 28 年度	1,801,600	169,350	1,970,950

② 集団資源回収

本市では平成2年に集団資源回収実施団体奨励金交付制度を設置し、紙・布類やカン類、生ビン類を回収する団体（営利を目的としないものに限る）に対し、奨励金を交付しています。これにより、資源循環の促進のほかにも、地域による自主的な資源回収の推進、地域コミュニティの活性化などの副次的な効果が期待できます。

集団資源回収の実績

年 度	紙類 (kg)	布類 (kg)	缶類 (kg)	びん (本)
平成 24 年度	1,478,468	70,138	53,579	10,016
平成 25 年度	1,478,801	71,645	56,162	9,182
平成 26 年度	1,434,656	70,640	55,382	7,964
平成 27 年度	1,330,852	73,373	52,468	6,917
平成 28 年度	1,227,222	67,134	47,611	6,042

4 環境にやさしいまちづくりを進めよう

本市の温室効果ガス排出量に占める割合が高いものは、自動車からの排出によるものです。自動車の利用から徒歩、自転車、公共交通機関への転換が求められています。

【所管】環境課、まちづくり推進課、道路治水課、交通・管理課、総務課、管財課

(1) 環境配慮型自動車・運転の推進

① 低公害車の導入

本市で使用する公用車は、台数の削減と低燃費車への切り換えを順次行い、環境負荷の低減に努めています。平成28年4月1日の時点で使用している公用車100台のうち、ハイブリッド車を3台、低燃費車（平成27年度燃費基準達成車及び平成22年度燃費基準25%以上達成車）を19台、天然ガス自動車を1台導入しています。

(2) スマートムーブの推進

本市では、交通障害緩和及び環境に配慮した道路整備に努め、また、バス事業者と協力してニーズに応じたバスの運行体制について検討を進めています。



第4節 みんなで学び、行動するまちを目指します

環境の保全・創造に関する取り組みでは、単独で解消できる活動に限りがあります。市民・事業者・行政が一体となって環境の保全・創造に向けた活動に取り組むことが、わたしたちが将来にわたって住みよいまちを持続していくことにつながります。

1 みんなで力を合わせて行動しよう

環境保全活動は、単独で取り組むよりも、団体で実践していくほうが効率的であり、情報交換やコミュニケーションの活性化につながります。また、将来にわたって住みよい環境にするためには、わたしたち一人ひとりの自主的な活動もまた不可欠です。

【所管】環境課、生涯学習課

(1) 環境保全活動の活性化

投げ捨てられたごみや、置き去りにされた犬のふんの無い、きれいなまちをつくるためには、市民一人ひとりが自分の住むまちの環境に関心を持ち、活動していくことが必要です。

本市では、町会や自治会、育成会などの団体からの協力により、環境美化活動（クリーン作戦）を実施し、地域の環境美化意識の向上に向けた啓発活動を行っています。

クリーン作戦取り組み実績

年 度	団 体 数	活動回数合計	参加人数合計
平成 23 年度	52 団体	65 回	6,060 人
平成 24 年度	53 団体	83 回	7,684 人
平成 25 年度	61 団体	102 回	8,568 人
平成 26 年度	56 団体	95 回	7,721 人
平成 27 年度	64 団体	114 回	9,266 人
平成 28 年度	72 団体	111 回	8,392 人

(2) 市民・事業者参加の普及・啓発

清潔で美しいまちづくりを推進し、安全で快適な生活環境を確保することを目的とする「富士見市をきれいにする条例」（平成19年10月1日施行）に基づき、平成22年4月に「富士見市美化推進計画」を策定し、現在「第2次富士見市環境基本計画改定案」に基づく取り組みを進めています。

この計画は、ごみの投げ捨てなどの無い、清潔で美しいまちづくりを目指すために、

- 『1 続けよう目を向け気づくまちの美化』
- 『2 育てよう一人ひとりの美化意識』
- 『3 取り組もう「きれい」を守る美化活動』
- 『4 広げようチームワークで美化運動』

以上4項目を市民・事業者・行政が相互に連携し、まちぐるみで実行することを基本方針としています。



(3) 地域連携の推進と情報交換

富士見市環境施策推進市民会議を中心としたネットワークの構築を進め、各種団体の活動を支援しています。また、各種団体の活動情報の発信について検討を進めています。



富士見市環境施策推進市民会議全体会

富士見ふるさと祭りでの環境啓発

2 環境について学ぼう・話し合おう

環境教育は、人間が環境に与える影響についての理解と関心を高め、次世代を担う子どもたちの環境を大切にすることを育てるために重要な役割を果たしています。また、環境教育の現場は必ずしも学校だけでなく、家族単位や地域単位で行っていくことが必要となります。

【所管】環境課、生涯学習課、学校教育課、公民館、図書館

(1) 環境リーダー育成の整備

本市では、環境講座、環境に関するまちづくり講座（出前講座）を継続し、環境への関心と正しい理解の啓発を図るとともに、富士見市市民人材バンクへの環境に関する登録者増加のための啓発を推進します。

※富士見市市民人材バンクの制度とは、「市民同士の学び合い・助け合い」ができるよう支援することを目的として設立され、平成15年4月から利用が開始されました。具体的には、地域やグループで行う学習活動、スポーツ活動、地域活動などの活動に対して、指導・協力いただける方（個人・団体）を登録し、その情報を提供する仕組みです。また、制度の有効活用やPRを市民との協働を進めるため、「富士見市市民人材バンク推進員の会」を組織し、人材バンク登録者と利用者の開拓、市民への広報、普及のための「モデル事業」の実施などを、主な事業内容として活動しており、環境分野における利用や活用が期待されています。

(2) 環境教育の場の整備

本市では、様々な環境問題や市の実情について、講座などを通じて広く市民へ周知・啓発を行っています。また、様々な環境問題についての取り組みを行っていくためには、まず一人ひとりが環境に対する関心を持ち、お互いが持っている情報を交換する場所や、新たな知識を学習するための機会が必要となります。

①環境に関するまちづくり講座（出前講座）

市民団体や小中学校の依頼により地球温暖化やごみの問題といった出前講座を実施しており、平成28年度は、「地球温暖化対策」、「ごみの分別」をテーマにのべ2回開催し、204名が参加しました。

②環境講座

富士見市環境施策推進市民会議との共催により、環境に関する講演会（環境講座）を年1回実施しています。平成28年度は「身近なことからできる地球温暖化対策」をテーマに開催し、合計70名が参加しました。

③富士見ふるさと祭りでの活動

富士見ふるさと祭りのエコ広場では、来場者の方々が環境について学びながら、楽しめる内容として、環境関連団体や企業による様々な企画や、フリーマーケットなどを行っています。

また、キラリ☆ふじみの展示会場では、市内小中学生による環境問題啓発ポスターの優秀作品を展示しています。

平成28年度は357点の参加があり、その内の入選12点、優秀賞5点、最優秀賞1点が選ばれ展示を行いました。



出前講座「ごみの出し方」の様子



平成28年度 環境講座
「身近なことからできる地球温暖化対策」
講師 秋元 智子 氏



平成28年度 環境問題啓発ポスター展

3 みんなで計画を実行し、評価しよう

本計画の掲げる望ましい環境像の実現には、市民・事業者・行政のそれぞれの主体の一致団結した行動が求められるだけでなく、定期的に活動状況を取りまとめ、それを評価した上で、必要に応じて見直していくための仕組みもまた必要となります。

【所管】環境課

(1) 具体的な目標の設定

本市の環境の状況や環境に関する施策を定期的に報告するために、年次報告書「富士見市の環境」を発行しています。また、実行計画としての数値目標の設定については、引き続き検討を行います。

(2) 市民・事業者・行政連携の推進

① 富士見市環境施策推進市民会議

富士見市環境施策推進市民会議は、人と自然とが共生できる豊かな環境の創造を目指して策定された富士見市環境基本計画に基づき、市民、事業者、行政の118名で構成されている団体です。

主な活動は、地球温暖化問題を重点テーマとして、市内3駅前で環境問題啓発キャンペーンや富士見市をきれいにする条例の普及・啓発のキャンペーンなどを実施しており、また、鶴瀬東、鶴瀬西、水谷、南畑の4ブロックに分かれて地域清掃活動（クリーン作戦）を行うなど、地域の実情に合わせた活動を行っております。

② 富士見市環境審議会

富士見市環境審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項を調査し、審議します。また、必要に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることができます。

環境審議会は学識経験者6名、事業者4名、市民団体3名、公募市民2名の合計15名で構成されています。

③ 富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会

富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会は、環境に関する施策について行政内部の総合的な調整や計画の進行管理を行う組織で、関係課の課長により構成されています。

第3章 資料編

第1節 環境関連条例等

■富士見市環境基本条例■

平成13年12月25日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、人と自然の調和を目指した「富士見市環境にやさしい都市宣言」の趣旨にのっとり、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動で生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の堀削によるものを除く。）及び悪臭によって人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の策定等に当たっての環境優先の理念)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いた上、富士見市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(総合的調整)

第11条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行うものとする。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 環境施策に関すること。

(3) その他環境行政の総合的推進に関すること。

(環境配慮の推進)

第12条 市は、事業者が環境に影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮をすることができるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止する規制措置)

第13条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

(支援措置)

第14条 市は、市民又は事業者が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に関する活動を支援するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第15条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民又は事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の環境保全活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、第17条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映することができると努めるものとする。

(調査の実施)

第21条 市は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第22条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(日常生活等に係る環境配慮)

第23条 市は、市民又は事業者が自らその日常生活又は事業活動に係る環境への負荷の低減の目標について定め、その目標の達成状況の検証を行い、その結果に基づき、自らの日常生活又は事業活動に係る環境への負荷の低減について配慮するよう、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境の保全)

第25条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体及び関係機関と連携して、地球環境の保全及び創造に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第26条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(環境審議会)

第27条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、富士見市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

(1) 第8条第3項の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項

(2) 環境の保全及び創造に関する事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、環境の保全及び創造に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(富士見市公害対策審議会条例の廃止)

2 富士見市公害対策審議会条例(昭和48年条例第13号)は、廃止する。

(富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1の32の項及び別表第3中「公害対策審議会委員」を「環境審議会委員」に改める。

■富士見市環境審議会規則■

平成14年4月22日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士見市環境基本条例(平成14年条例第31号)第27条の規定に基づき、富士見市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、自治振興部環境課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

■富士見市あき地等環境保全条例■

昭和49年12月26日

条例第52号

(目的)

第1条 この条例は、あき地及びあき地以外の土地(以下「あき地等」という。)に繁茂した雑草等が放置され、若しくは残土等の置き場として使用され、又は沼地化したままで放置されている等、良好な状態で維持管理されていないため、火災又は犯罪の発生の原因となり、かつ、市民の生活環境を維持することができないことにかんがみ、これらのあき地等を整備し、清潔な環境を保全し、もって市民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「あき地」とは、現に人が使用していない土地をいう。

2 この条例で「あき地以外の土地」とは、通常人が使用している土地でその管理の状態があき地に等しい土地をいう。

3 この条例で「不良状態」とは、雑草等が繁茂し、若しくは汚物が投棄され、又はあき地が残土等の置き場として使用され、若しくは沼地化し、これらがそのまま放置されているため、火災若しくは犯罪の発生又は非衛生の原因となり、市民の健康と生活環境を著しく阻害するような状態をいう。

(所有者の責務)

第3条 あき地等の所有者又は管理者は、当該あき地等が不良状態にならないように維持管理しなければならない。

(市長の指導、助言及び勧告)

第4条 市長は、あき地等が不良状態になるおそれがあるとき、又は不良状態にあるときは、それらの土地の雑草等の除去等、あき地の整備について必要な指導又は助言をすることができる。

2 市長は、前項に定める指導、助言を受け、なお履行しない者があるときは、当該あき地等の所有者又は管理者に対し、雑草等の除去等あき地の整備について、必要な措置を勧告することができる。

(命令)

第5条 市長は、前条第2項に定める勧告を受け、なお履行しない者があるときは、当該あき地等の所有者又は管理者に対し、雑草等の除去等あき地の整備について、必要な措置を命令することができる。

(あき地の活用)

第6条 あき地等の所有者又は管理者は、公共の福祉のため、当該あき地を活用するように努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■富士見市をきれいにする条例■

平成19年6月25日
条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等及び犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止について、必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 投げ捨て 空き缶等を持ち帰らず、これを回収容器その他定められた場所以外の場所に捨てることをいう。

(2) 放置 犬のふんを持ち帰らず、放置することをいう。

(3) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の飲食物の収納に用いられた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するもので、投げ捨てられることによりごみの散乱の原因となるものをいう。

(4) 公共の場所 市内の道路、公園その他屋外の公共の用に供する場所をいう。

(5) 路上喫煙 公共の場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。

(6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通過する者をいう。

(7) 事業者 市内で事業活動を行う法人、団体及び個人をいう。

(8) 市民団体 主に市民により組織された営利を目的としない団体をいう。

(9) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者及び市民団体と協働して具体的な推進計画を定め、実施しなければならない。

3 市は、まちをきれいにする活動を自主的に行う市民団体から協力依頼があったときは、これに応じるよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民等は、犬を散歩させるときは、犬のふんを処理するための用具を携帯し、それを当該用具に入れて持ち帰り、適正に処理しなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するために市が実施する空き缶等及び犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止に関する施策(以下「美化推進施策」という。)に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、投げ捨てを防止するために必要な措置を講じるとともに、美化推進施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の環境美化に努めるとともに、美化推進施策に協力しなければならない。

(投げ捨ての禁止)

第7条 市民等は、空き缶等の投げ捨てをしてはならない。

(放置の禁止)

第8条 市民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に犬のふんを放置してはならない。

(路上喫煙の防止)

第9条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、公共の場所を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(美化推進重点区域の指定)

第10条 市長は、環境美化の推進を図るため、特に必要があると認める区域を美化推進重点区域(以下「重点区域」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 市長は、第1項の規定により重点区域を指定しようとするときは、関係地域住民及び関係団体の意見を聴くものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第11条 市長は、重点区域において、路上喫煙が他の歩行者等にとって特に危険であると認める区域を路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、路上喫煙禁止区域について準用する。

(路上喫煙の禁止)

第12条 市民等は、禁止区域において、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が喫煙をすることができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、是正するために必要な指導又は勧告をすることができる。

(1) 重点区域において第7条又は第8条の規定に違反した者

(2) 前条の規定に違反した者

(美化推進計画)

第14条 市長は、環境美化を推進するため、次に掲げる事項について美化推進計画を定めるものとする。

(1) 投げ捨て及び放置を防止するための施策に関する事項

(2) 路上喫煙を防止するための施策に関する事項

(3) 環境美化推進に係る市民等、事業者及び土地所有者等の啓発に関する事項

(4) 市民団体が自発的に行う環境美化を推進する活動の支援に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、環境美化の推進に関して必要な事項

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

第2節 環境に関する用語解説

(五十音順)

□アスベスト

蛇紋石や角閃石といった天然の鉱石が繊維状に変形したもので、耐久性や耐熱性にすぐれていることから、これまで数多くの製品に利用されてきました。しかし、肺がんや中皮腫、じん肺の原因となるなど、人体に悪影響を及ぼすことが分かり、規制措置が取られました。「アスベスト関連法」は、人体に健康被害を及ぼすアスベストの処理などについての方法を規制する法令のことで、「大気汚染防止法」や「廃棄物処理法」、「建設リサイクル法」、「労働安全衛生法」などがあります。

□硫黄酸化物 (SO_x)

石炭や重油などを燃焼する際に、燃焼物中の硫黄分と酸素が結合して生成されるもので、大気汚染物質のひとつとなっており、呼吸器疾患や酸性雨発生の原因となっています。

□雨水浸透施設

雨水が地表から地中に入り込む速度を速めるために設置する施設のことで、浸透ます、浸透トレンチ、浸透性舗装などがあります。

□SS

「浮遊物質量」のことで、水中に浮いている物質のうち、ろ過で分離できるものです。水の濁りの原因となり、数値が大きいほど透明度が悪くなります。

□温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表から放射される赤外線を吸収して、大気を暖めると同時に、一部の熱を再放射して地表の温度を高める効果を持つガスの総称で、大気中に占めるこれらのガスの割合が増えることが、地球温暖化の原因となっています。主な温室効果ガスには二酸化炭素のほか、メタン (N₂O)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF₆) があります。

□環境家計簿

日常生活で使用している電気や水、ガソリンなどの量を家計簿のようにつけることで、普段の生活が及ぼしている環境への負荷を再確認できるようにしたものです。

□環境基準

大気の大気汚染や水質の水質汚濁、土壌の汚染、騒音などについて、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされている基準のことであり、環境基本法第16条に規定されています。

□光化学スモッグ

自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線（紫外線）との光化学反応を起こして生成される、オゾンやパーオキシアセチルナイトレート、アルデヒドなどの「光化学オキシダント」によって形成される、液体粒子状物質の混じったガス状のスモッグのことです。大気中でこれらの濃度が高くなると、人や動植物へ被害をもたらします。

□シックハウス

建物の建造の際に利用される接着剤や有機溶剤、防腐剤などが室内の空気を汚染することを指し、室内に居る人にめまいや頭痛、呼吸器疾患などを引き起こす「シックハウス症候群」の原因と考えられています。その中でも特に、学校の校舎に使用されている建材や、使用している洗剤や消毒液が原因となっているものを「シックスクール」と呼んでいます。

□シーベルト（Sv）

放射線を浴びた時の人体への影響の度合いを表す単位です。

なお、放射性物質が放射能を出す能力を表す場合にはベクレル（Bq）が用いられます。

□循環型社会

日々の事業活動において生産されている製品などが、廃棄物となることが抑制されるとともに、繰り返し利用できる資源については適正な循環が行われ、利用のできない資源については適正に処分されることにより、日常生活や生産活動が環境に与える影響を最小限にするような物質循環の仕組みが保たれた社会のことをいいます

□浄化槽

し尿や生活雑排水を、微生物の作用による酸化分解などの方法によって処理し、消毒・放流するための施設をいいます。浄化槽の種類には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿と生活雑排水を一緒に処理する合併処理浄化槽がありますが、単独処理浄化槽については、水環境への配慮が不十分であることから、平成13年以降の新設が禁止となっています。

□ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一種であり、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コブラーナーポリ塩化ビフェニルがこれらに分類されています。がんや生殖異常の原因になると報告されており、これらの増加を抑制するための対策が各方面でとられています。

□地産地消

「地域生産地域消費」の略語として用いられ、地域で生産された農産物などを、その地域で消費することをいいます。

□窒素酸化物（NO_x）

燃料の燃焼などにより、空気中の窒素と酸素が結合して生成される、一酸化窒素や二酸化窒素の総称であり、光化学スモッグや酸性雨の原因となっています。

□DO

「溶存酸素量」のことで、水中に溶解している分子状酸素の量のことをいいます。水質汚濁が進むとこの値が小さくなり、限界を超えて小さくなると、水中の生き物は窒息してしまいます。

□低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車と比較して、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が少ない自動車のことで、電気自動車や天然ガス車、ハイブリッド車などを指します。

□低燃費車

エンジンの効率的な回転などにより、従来と比べて燃料費を抑えた自動車のことで、低公害車のひとつとして考えられています。国土交通省では新しく生産された自動車のうち、燃料費の少ない車種についての認定を行い、「燃費基準達成車マーク」を貼ることで、消費者が選ぶ基準となるようにしています。

□天然ガス車

天然ガスを燃料とするエンジンを搭載した自動車のことで、軽油を燃料とするディーゼルエンジンを搭載した自動車と比較して、排出される有害物質が大幅に少ないことから、環境に与える負荷の少ない自動車であるとされています。

□透水性舗装

路面に降った雨水を、舗装内の隙間から地中へ浸透させる能力を持った舗装をいい、雨水浸透効果や街路樹の育成、雨天時の歩行環境の改善、交通騒音の低減などに役立ちます。

□二酸化窒素

赤褐色で特異な刺激臭をもつ気体です。呼吸器の細菌感染等に対する抵抗力を弱めてしまう性質を持ちます。

□ハイブリッド車

電気とガソリンなど、作動原理が異なる2つ以上の動力源を持ち、状況に応じてその動力源を変えて走行する自動車のことで、環境に及ぼす負荷の低い自動車のひとつです。

□バックグラウンド

富士見市の基準となる値を測定できる地点のことで、自動車から排出される二酸化窒素の影響を受けないような場所です。

□pH

酸性、アルカリ性の程度を示す指標で、pH7を中性として、これより小さい値を酸性、大きい値をアルカリ性としています。pH 0（酸性）— 7（中性）— 14（アルカリ性）
（参考）牛乳は弱い酸性でpH6ぐらい、石鹸水は弱いアルカリ性でpH8から9ぐらいです。

□BOD

「生物化学的酸素要求量」のことで、水中の汚濁物質が微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいいます。この値が大きいほど有機物質による水質汚濁が著しいといえます。

□p g—TEQ

「ダイオキシン類」の中で最も毒性の高い物質を基準とした場合、大気1ℓもしくは土壌1gあたりにどれだけの有害物質が含まれているのかを表したものであり、「p g」は1兆分の1gを意味しています。

□ppm

百万分の1の割合を表示する時に使用する単位のことです。たとえば、1m³の大気中に1cm³の

硫酸化物が含まれている場合、硫酸化物濃度を1 ppmと表示します。

□微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に漂う粒径2.5マイクロメートル（1マイクロメートル=0.001ミリメートル）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた粒径10マイクロメートル以下の粒子である浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子です。

発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもあります。

□浮遊物質種類

水中に流れている（浮いている）物質のことです。

□浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している微細な粒子状の物質で、石油や石炭などの燃焼や、自動車の走行に伴って発生するほかにも、風による土砂の舞い上がり、建物の解体などによっても発生します。がんやアレルギーの原因となる大気汚染物質のひとつです。

□フロン

炭素やフッ素、塩素などの化合物の総称で、スプレー噴霧剤や冷却剤、潤滑材、殺菌剤などに使われています。オゾン層を破壊する作用があり、地球環境に及ぼす影響が非常に大きいことから、モントリオール議定書において生産が全廃されました。

□壁面緑化

建築物の外壁部分をゴーヤやヘチマなどのツル植物で覆うことをいい、冷暖房効率の向上による省エネルギー効果などに役立ちます。

□野外焼却

日常生活や事業活動から出た廃棄物などを、構造基準を満たした焼却施設を使用することなく、野外で行う焼却のことで、ダイオキシン類発生の主な原因となっていることから、埼玉県生活環境保全条例第61条で禁止されています。



富士見市マスコットキャラクター
『ふわっぴー』

富士見市の環境【平成29年版】

〈平成30年3月発行〉

富士見市自治振興部環境課

〒354-8511

富士見市大字鶴馬1800-1

TEL 049-251-2711

FAX 049-253-2700